

日 薬 業 発 第 41 号

平成 28 年 4 月 25 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副会長 森 昌平

平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(その 2)

標記について、厚生労働省保険局医療課から連絡がありましたのでお知らせいたします。

平成 28 年熊本地震による被災者の一部負担金等については平成 28 年 4 月 22 日付け日薬業発第 35 号にてお知らせしたところですが、今般、その内容の一部修正とともに、対象となる市町村国保・後期高齢者医療、被用者保険・国保組合が示されました。

また、医療機関・薬局に向けた留意事項に関する資料の提供がありました(別添 2)。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. 平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その 2) <平成 28 年 4 月 22 日付け・事務連絡>
2. 厚生労働省作成資料

<抄>

事務連絡
平成28年4月22日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(その2)

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事務連絡
平成 28 年 4 月 22 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(その 2)

平成 28 年熊本地震による災害発生に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願ひしたい。

(平成 28 年 4 月 21 日付け事務連絡から、下線部分を修正するとともに、別紙 1 及び別紙 2 を更新)

記

1 に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 5 条及び第 5 条の 2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和 58 年厚生省告示第 14 号)第 5 条及び第 5 条の 2 並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 13 条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成 28 年熊本地震に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村のうち別紙 1 に掲げる市町村の国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 5 条の被

保険者（市町村国保の被保険者）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者又は平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）の被保険者若しくは被扶養者（地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）若しくは国民健康保険法第19条の被保険者（国民健康保険組合の被保険者）であって、別紙2に掲げる健康保険組合等の被保険者若しくは被扶養者であること。

(2) 平成28年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成28年7月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名）

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

別紙 1（市町村国保・後期高齢者医療）

熊本県内の全市町村

別紙2(被用者保険・国保組合)

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○全国健康保険協会

○九州の健康保険組合

	健保組合名	住所地
1	麻生	福:(福岡県)
2	小倉記念病院	福:(福岡県)
3	肥後銀行	熊:(熊本県)
4	熊本県自動車販売店	熊:(熊本県)
5	西部電気	熊:(熊本県)
6	平田機工	熊:(熊本県)
7	熊本銀行	熊:(熊本県)

○九州以外の健康保険組合(アルファベット順・50音順)

	健保組合名	住所地
1	ADEKA	東:(東京都)
2	CNCグループ	京:(京都府)
3	DOWA	東:(東京都)
4	GWA	東:(東京都)
5	ITホールディングスグループ	富:(富山県)
6	JUKI	東:(東京都)
7	NIPPO	東:(東京都)
8	NSD	東:(東京都)
9	SMBCコンシューマーファイナンス	東:(東京都)
10	TDK	東:(東京都)
11	UACJ	愛:(愛知県)
12	USEN	東:(東京都)
13	アイフル	京:(京都府)
14	あおみ建設	東:(東京都)
15	青山商事	広:(広島県)
16	アステラス	東:(東京都)
17	アプラス	東:(東京都)
18	アペックス	愛:(愛知県)
19	尼崎機械金属	兵:(兵庫県)
20	あらた	東:(東京都)
21	池田泉州銀行	大:(大阪府)
22	イノアック	愛:(愛知県)
23	岩手銀行	岩:(岩手県)
24	内田洋行	東:(東京都)
25	エーザイ	東:(東京都)
26	エスアールエルグループ	東:(東京都)
27	エヌ・ティ・ティ	東:(東京都)
28	エヌ・ティ・ティ・データ・ジェトロニクス	東:(東京都)
29	エルナー	神:(神奈川県)
30	大阪金属問屋	大:(大阪府)
31	大阪自転車	大:(大阪府)
32	大阪自動車整備	大:(大阪府)
33	大沢	東:(東京都)
34	オオゼキ	東:(東京都)
35	大塚製薬	徳:(徳島県)
36	沖縄電力	沖:(沖縄県)
37	カスミ	茨:(茨城県)
38	学研	東:(東京都)
39	神奈川県医療従事者	神:(神奈川県)
40	神奈川県自動車整備	神:(神奈川県)
41	神奈川県食品製造	神:(神奈川県)
42	神奈川県電設	神:(神奈川県)
43	神奈川県鉄鋼産業	神:(神奈川県)
44	カルビー	栃:(栃木県)
45	川崎重工業	兵:(兵庫県)
46	関西ペイント	兵:(兵庫県)
47	関東ITソフトウェア	東:(東京都)
48	近畿しんきん	京:(京都府)
49	近畿日本鉄道	大:(大阪府)
50	くろがね	大:(大阪府)
51	甲信越しんきん	野:(長野県)
52	神戸貿易	兵:(兵庫県)
53	興和	愛:(愛知県)
54	コカ・コーライーストジャパン	愛:(愛知県)
55	小島	愛:(愛知県)
56	国会議員秘書	東:(東京都)
57	佐藤工業	東:(東京都)
58	滋賀銀行	滋:(滋賀県)

59	滋賀県自動車	滋:(滋賀県)
60	静岡県中部機械工業	静:(静岡県)
61	静岡中央銀行	静:(静岡県)
62	資生堂	東:(東京都)
63	七十七銀行	城:(宮城県)
64	澁澤	東:(東京都)
65	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ	東:(東京都)
66	神栄	兵:(兵庫県)
67	神鋼商事	大:(大阪府)
68	新日鐵住金君津関連	千:(千葉県)
69	シンフォニアテクノロジー	三:(三重県)
70	スリーエムジャパン	神:(神奈川県)
71	西武	玉:(埼玉県)
72	セキスイ	大:(大阪府)
73	全国外食産業ジェフ	東:(東京都)
74	全日本理美容	東:(東京都)
75	象印マホービン	大:(大阪府)
76	ダイエー	東:(東京都)
77	ダイハツ	大:(大阪府)
78	ダイフク	大:(大阪府)
79	ダイヘン	大:(大阪府)
80	第四銀行	新:(新潟県)
81	大和証券グループ	東:(東京都)
82	タカラスタンダード	大:(大阪府)
83	タカラベルモント	大:(大阪府)
84	タクマ	兵:(兵庫県)
85	武田薬品	大:(大阪府)
86	地域医療機能推進機構	東:(東京都)
87	千葉県医業	千:(千葉県)
88	千葉県トラック	千:(千葉県)
89	中国銀行	岡:(岡山県)
90	中部鋼鉄	愛:(愛知県)
91	通信機器産業	東:(東京都)
92	椿本チエイン	京:(京都府)
93	電子回路	東:(東京都)
94	電線工業	大:(大阪府)
95	天理よろづ相談所	奈:(奈良県)
96	東京応化工業	神:(神奈川県)
97	東京自動車教習所	東:(東京都)
98	東京女子医科大学	東:(東京都)
99	東京電子機械工業	東:(東京都)
100	東光高岳	東:(東京都)
101	東洋ゴム工業	大:(大阪府)
102	東糧	東:(東京都)
103	徳島銀行	徳:(徳島県)
104	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東:(東京都)
105	ドッドウェル	東:(東京都)
106	トッパングループ	東:(東京都)
107	トピー	東:(東京都)
108	トマト銀行	岡:(岡山県)
109	トヨタ自動車	愛:(愛知県)
110	トヨタ販売連合	愛:(愛知県)
111	名古屋銀行	愛:(愛知県)
112	日工	兵:(兵庫県)
113	日新製鋼	東:(東京都)
114	日新電機	京:(京都府)
115	ニトリ	東:(東京都)
116	日刊工業新聞社	東:(東京都)
117	日本高周波鋼業	富:(富山県)
118	日本情報機器	東:(東京都)
119	日本製鋼所	東:(東京都)

120	日本ピストンリング	玉:(埼玉県)
121	ニューオータニ	東:(東京都)
122	八十二銀行	野:(長野県)
123	阪急阪神	大:(大阪府)
124	ひかり	東:(東京都)
125	百五銀行	三:(三重県)
126	兵庫県運輸業	兵:(兵庫県)
127	広島ガス電鉄	広:(広島県)
128	福井県機械工業	井:(福井県)
129	不二サッシ	神:(神奈川県)
130	富士車輛	滋:(滋賀県)
131	双葉電子	千:(千葉県)
132	ブラザー	愛:(愛知県)
133	プラチナ万年筆	東:(東京都)
134	古野電気	兵:(兵庫県)
135	平和堂	滋:(滋賀県)
136	北海道医療	北:(北海道)
137	北海道銀行	北:(北海道)
138	北海道新聞社	北:(北海道)
139	堀場製作所	京:(京都府)
140	ホンダ	東:(東京都)
141	マスミューチュアル生命	東:(東京都)
142	丸八真綿	神:(神奈川県)
143	丸紅	東:(東京都)
144	丸紅連合	大:(大阪府)
145	巴川製紙所	静:(静岡県)
146	ミツウロコ	東:(東京都)
147	ミツバ	群:(群馬県)
148	三菱化学	東:(東京都)
149	三菱電機ビルテクノサービス	東:(東京都)
150	ミドリ安全	東:(東京都)
151	三保造船	静:(静岡県)
152	民間放送	東:(東京都)
153	持田製薬	東:(東京都)
154	山形銀行	形:(山形県)
155	ユーシーシー	兵:(兵庫県)
156	吉野工業所	東:(東京都)
157	リケンテクノス	東:(東京都)
158	ロツテ	東:(東京都)

事務連絡
平成25年1月24日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

北海道における暴風雪被害に係る診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

記

- 1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について
 - (1) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。こと。
 - ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことがある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
 - ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の所定の欄に記載すること。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。
 - ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当

該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災①」と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常 of 明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災②」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成24年11月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・暴風雪被害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- ・暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

(3) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(2)の方法により行うものとする。

(4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡1(1)②関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- 被保険者証の「記号」は記録しない。
- 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡1(1)③関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない。
 - 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

3. 事務連絡1(2)関連

本事務連絡1(2)において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡1(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

被災された方々が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、

患者さんの

- ・氏名、生年月日
- ・連絡先(電話番号等)
- ・加入している医療保険者が分かる情報

(被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所)を確認し、保険診療として取り扱います。

2. 以下の方々については、平成28年7月末までの 診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け 取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありません。※入院時食事療養費・入院時生活療養費は、従来と同様支払いを受けてください。

(1) 熊本地震に係る災害救助法の適用地域の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ① 熊本県全域の市町村国保及び熊本県後期高齢者医療
- ② 協会けんぽ、熊本県内に所在する健保組合等の一部の健康保険組合等

(詳細は、厚生労働省HP「平成28年熊本地震関連情報」における「熊本地震で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関・薬局は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。